

訂 正 箇 所

p.32 ワンポイント (法改正) ※ 全て差し替え (以下、貼付等してご活用ください。)

● ワンポイント

平成22年4月1日施行の「保険法」で保険契約者は遺言で保険金受取人の変更が可能であることが規定されました。従前は、学説や下級審の判例などで変更も可能であると言われていましたが、法律に明確な規定はありませんでした。

保険金受取人変更の遺言を見つけたら、直ちに保険会社に連絡してください。そうでないと、保険会社に変更前の受取人に支払っても有効な支払いとみなされます。

なお、保険金を受け取る権利は保険金受取人固有の権利であることになら変わりありません。

p.68 最終行 (誤植)

(誤) または1億6,000万円のいずれか多いほうの金額

(正) または1億6,000万円のいずれか多いほうの金額÷課税価格の合計額

p.69 1行目 (誤植)

(誤) ② 相続税の総額×配偶者の課税価格課税価格の合計

(正) ② 相続税の総額×配偶者の課税価格÷課税価格の合計

p.69 8行目 (法改正)

(旧) 70歳

(新) 85歳 (平成22年3月31日以前の相続または遺贈は70歳)

p.76 最終行 (法改正)

(旧) 一般の事業用・居住用宅地等：200㎡以下50%減

(新) 貸付事業用宅地の評価減：200㎡以下50%減

p.116 1～2行目 (誤植)

(誤) 遺言者の除籍謄本

(正) 遺言者の除籍謄本および除住民票

p.169 9行目 (誤植)

(誤) (1日20,000万円、4時間までは10,000万円)

(正) (1日20,000円、4時間までは10,000円)